

# 必ずお読みください

**お申込みいただく前に、下記留学プログラムご留意事項  
旅行条件、および各コースごとの掲載内容を必ずお読みください。**

## パッケージプラン・手配留学・いつでも出発(共通)留学プログラム留意事項

限られた期間の中でより大きな成果と快適な留学生活を送るために、プログラム内容を充分に理解するとともに、下記ご留意事項をご熟読いただくようお願いいたします。

- 留学について
  - 留学プログラムは(株)日本アジア文化センター(大阪市北区曾根崎新地2-3-13以下「弊社」といいます)が留学手続きの取扱いを承るものです。
  - 留学プログラムの性格上、現地滞在中の研修の日程、行事の決定及び変更、滞在地域での運営方法などについては受入れ大学の責任のもとに行われますので、その指示決定に従っていただきます。
  - 弊社は国際交流と相互理解の立場から年齢、資格、本約条事項の趣旨に合致しないと判断した場合、申込みをお断りすることがあります。弊社はプログラム参加者(以下「参加者」といいます)のオーセンションを担当し、また弊社は受入れ大学の契約約束事項の履行に当たり違反事項があった場合、参加者の立場に立って、その責任を受入れ大学とせらるるよう努めるものとする。
  - このプログラムへの参加者はプログラムの趣旨、目的を十分理解したうえで参加するものとします。

- 目的および趣旨
 

このプログラムは、現地の語学教育機関で、自分のレベルにあつたクラスで授業を受け、短期間で語学の向上を目指すとともに、学校のスタッフ、また同じ目的で学びに来ている他の人の人となりとコミュニケーションを通して、より実践的な語学の向上を計るプログラムです。また、語学上の向上だけでなく「現居外国人」としての感覚を身につけておくことと大きな目的です。どちらの目的も、たまたま参加するだけの受身の気持ちでは結果は期待できません。自ら積極的に何かを掴み取る姿勢と行動力が必須条件となります。また、慣れない海外での生活では様々な困難に直面することもあります。自らの力で困難を克服することが大きな自信につながり、新たな自分を再発見する研修になるとして、国際人としての常識を持ち、大学での授業や滞在先ではルールを守り、節度ある態度で、実りある留学を創り上げてください。

- 滞在先について
  - 滞在先には、留学生寮(大学寮)・ゲストハウス・ホームステイ(下宿)・ホテル・レジデンスなどがあります。それぞれの入居時間(チェックアウト)や喫煙などについての規則がありますので、到着時の説明を良く聞いて、規則は必ず守ってください。
  - 留学に利用するゲストハウス、留学生寮(大学寮)・ホームステイ(下宿)およびホテルは、いわゆる観光施設と異なる場合があります。お宿や電気の供給、また電話などの通信事情がない場合があります。
  - またお宿泊施設のフロントでの対応は原則現地公用語のみとなります。

4. 受入れ大学、滞在先による契約の解除
 

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は、受入れ大学、滞在先が契約を解除することがあります。また、受入れ国の生活様式、風俗習慣、法律、法令、受入れ大学の学則、制度を守らない場合も滞在先をお断りすることがあります。いずれの場合も滞在先、授業料などの払い戻しはいたしません。
5. その他
 

プログラム参加中への連絡は当プログラムに参加中の参加者に対する個人的な連絡はやむを得ない場合を除いて取り次ぎません。また、やむを得ない場合であっても、連絡は特別緊急な場合を除き、直接参加者本人には連絡いたしません。

6. 海外危険情報について
 

渡航先(国又は地域)によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売先にご確認ください。海外危険情報については、外務省海外安全相談センター(音声サービス)などでもご確認ください。  
(TEL:03-5501-8162 URL:http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)

## ご旅行条件書(パッケージプラン・いつでも出発) (募集型企画旅行)

### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の4に定める契約書の一部となります。

### 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)日本アジア文化センター(大阪市北区曾根崎新地2-3-13 観光庁長官登録旅行業第1751号)が企画・実施する旅行であり、旅行に参加されるお客様は(株)日本アジア文化センター(以下「弊社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- (2)弊社はお客様が弊社の定める旅行日・従って運賃・宿泊機関などの提供する運賃、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを受け付けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日表と称する確定書面(以下「最終旅行日表」といいます。))及び、弊社旅行業務取扱要領企画型企画旅行契約の部(以下「旅行規約」といいます。))によります。但し、海外発着の場合は、当旅行業務取扱要領企画型企画旅行契約の部(以下「特定旅行契約の部」といいます。))によります。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)弊社又は弊社の受託営業所(以下「弊社」といいます。))にて弊社所定の旅行申込み書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金(50,000円)を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。また、旅行契約は、弊社が契約の締結を申込み申込金受領したとき成立するものといたします。
- (2)弊社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立して、弊社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいただきます。この期間内に申込み書及び提出した申込金の支払いがない場合は、申込金は申込み金または戻金として取り扱われます。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込みを弊社が受領したとき、また、郵便又は、ファクシミリ、インターネットでのお申込みの場合は、申込みの支払後、弊社がお客様との旅行契約を締結することを通知したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段でのお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させたときは、第2項(3)の定めにより契約が成立します。

- (4)弊社又は、団体グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、弊社が定める日までに、構成者の各々の氏名を弊社に提出しなければなりません。
- (6)弊社は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何の責任を負うものではありません。

- (7)弊社又は、契約責任者が団体グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者としてお任せください。お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が立ち止まらないうちに、お客様は、お客様の承諾を得、お客様に期前通知をいただき、お待ちいただくことがありますが(以下、「この状態」として「ウェイトリング」といいます。))。この場合、お客様がウェイトリングの状態において登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも弊社には申込み金を申し受けず、ウェイトリングの登録は予約完了を保證するものではありません。ただし、「弊社が予約が可能となった旨の通知を受ける前にお客様よりウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合は、又はお待ち願う期間に達して結果として予約できなかった場合は、弊社らは当該申込み金を全額払い戻します。
- (8)本項(8)の場合「ウェイトリング」のコースの契約は、弊社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

### 4. お申込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要で、60才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためコースにより参加をお断りさせていただく場合、同一コースの同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合にも、コースの一部について内容を変更させていただく場合があります。コースによって異なります。詳しくは各コースの参加資格を参照して下さい。
- (2) 特定のお客様層を对象とした旅行がある特定の旅行日を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が弊社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。弊社は可能かつ合理的な範囲内に対応いたします。この場合、お客様からお申し出に基づき、弊社がお客様のために課した特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書や提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、地帯や同行者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。又はご負担のない他の旅行をお断りする場合があります。あるいはご参加をお断りさせていただきます。
- (4) 弊社は、本項(1)(2)(3)の場合で、弊社よりお客様に連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの直後、(3)はお申し出の日、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断した加療を必要とする状態になった弊社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件がお客様がご指定する場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は別行動の場を安全を妨げるおそれがある弊社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。また、他のお客様の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

### 5. 契約書面と最終旅行日表のお渡し

(1) 弊社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び弊社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面にパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、弊社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確かな情報を記載した最終旅行日表を送るとも旅行開始日の前日までに お渡しします。(原則として旅行開始日の5日前～3日前にはお渡りするようになりますが、年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間隔にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに お渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前にお渡しの場合、旅行開始日当日にお渡しいたします。

### 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって21日目のある日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日からは起算してさかのぼって21日目のある日以前にお申込みの場合は、旅行開始日の前日までに指定する期日までに お支払いいただきます。また、弊社お客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金・追加代金として表示したものを含みます。))及び第15項に規定する旅行料金(第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾をいいたします。

### 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込み金」、第5項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の「戻り金」、及び第25項の「変更準備金」の額の算出の際の基準となります。募集型企画又はパッケージプランにおける「旅行代金」の計算方法は「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」プラス「割引代金として表示した金額」となります。

### 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す追加運賃・料金(限個の旅行者の異常な変動に对应するため、一定の期間及び一定の条件に限り適用される旅行に一律に課せられるものに限ります。))を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとの差額、引込み料に明示します。
- (2) 旅行日程に含まれる「送迎」などの料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所 / 旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。))
- (3) 旅行日程に明示した観光料(バス料・ガイド料・入場料)
- (4) 旅行日程に明示した留学生寮(大学寮)・ゲストハウス、ホテル、ホームステイ(下宿)・レジデンスの宿泊の料金及び食事・飲料料金(パンフレットなどに特別記載のない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準として)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び飲料・化粧品料金
- (6) 航空機による手荷物の運賃料(国際線観光旅行券が1人様1つ・国内線が1人様1つ)の手荷物運賃料(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内原則としてありますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは説明書に「参考に」してください)
- (7) 現地での手荷物の運賃料(一部含まれないコースがあります。))但し、一部の空港・駅・埠頭でトロッカーがないなどの理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8) 旅行日程に明示した送迎研修費用(詳しくは各コースの記載内容を参照して下さい)

### 9. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 前項(1)から(8)のほかに旅行代金に含まれません。その一部または以下に例示します。
- (1) 超過手荷物料金(特定の運賃・客室・階級を超過分について)
- (2) グルーミング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド料に對する付け加えその他の追加料金
- (3) 旅先手配保証(旅行業務取扱要領「旅先手配保証」-予防接種料(渡航手配代行料金))
- (4) 帰国者のみ参加するオプションツアー(別途料金)の小旅行の料金
- (5) 必需品及び個別付加運賃(例:燃油サーチャージ)
- (6) 本旅行期間及び目的地の航空機使用設備料
- (7) 日本国内における自発の発着空港と集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始の前日、旅行終了当日自発の宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税など(日本国内旅行を含む) (ただし、空港税などを含んでいない弊社がパンフレットに明示したコースを除きます。))
- (9) 教材費
- (10) 滞在先ポイント

### 10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。))
- ① 有人部屋を使用した場合の追加代金
- ② パンフレットと弊社が「フレックシアップ」を称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③ パンフレットと弊社が「プレミアム」を称するホテルの滞在延長のための追加代金
- ④ パンフレットと弊社が「C/Fクラス追加代金」と称する航空機座席のクラス変更に必要な運賃差額
- ⑤ 国内線特別代金プラン
- ⑥ その他「プレミアム」で「xxxx追加代金」と称するもの(スターチェックイン追加代金、航空機指定希望をお受けするパンフレットなどに記載した場合は追加代金など)
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を決定した場合は除きます。))
- ① パンフレットと弊社が「トリプル割引」を称し、1つの部屋に3人以上が宿泊する条件に設置した1人あたりの割引代金
- ② その他「プレミアム」で「○○○割引代金」と称するもの。

### 11. 渡航手続、旅券・査証について

- (1) 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、弊社は、所定項目を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、弊社らはお客様自身に起因する事由により旅券・査証などの取得できなくともその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって「旅券」に有効残存期間を別途とする場合や査証を必要とする場合があります。各コースの紹介ページ又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

### 12. 旅行契約内容の変更

弊社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの

旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の弊社の関与し得ない事由が発生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様あらかじめご通知やかに当該事由が弊社の関与し得ない内容である理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急な場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 13. 旅行代金の額の変更

- 弊社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金(著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂後旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目のある日より前にお客様に通知いたします。))
  - (2) 弊社本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めとして、その減額分だけ旅行代金を減額します。
  - (3) 旅行内容が変更され、その減少分による費用が減少したときは、弊社はその変更差額として旅行代金を減額します。
  - (4) 第12項(1)に旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、運賃料その他既に支払ひ、又はこれから支払ひなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの提供が不足し生じたにもかかわらず送付運送機関などの既成事実、その他弊社の諸設備の不足が生じたことによる変更の場合を除き、弊社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - (5) 弊社、運送・宿泊機関などの利用人に弊旅行代金を異なる旨をパンフレットなどに記載した契約書の成立後に旅行代金の額を併せてお申し出れば、当該利用人が変更になったときは、契約書面に記載した額内で旅行代金を変更します。

### 14. コースの変更お客様の交替

語学研修プログラムの特性上、コースの変更は当初お申込みのコースを取消して新たなコースに申込みも認めます。従って、当初お申込みのコースの旅行出発日の前日より起算してさかのぼって30日(特定日は40日)にたつた日以前にお客様の都合によりコース変更(出発日の変更を含む)は、当初お申込みのコースの取消とみなし、所定の取消料を受け取ります。また、語学研修プログラムの特性上お客様交替は可能となります。

### 15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
  - ① お客様の解除権
 

ア. お客様は、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業時間内にお受けいたします。

ア. 特定日(4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7)に旅行を開始する旅行

バ. 特定日以外に旅行を開始する旅行

本邦出発時または帰国時、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券同一の取消条件に、航空券を利用する募集型企画旅行契約に於いて、航空券について、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件および航空券取消料等の金額を明示したものとします。

契約解除の日	特定日に旅行を開始する旅行	特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行契約締結後に解除する場合は	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日からは起算してさかのぼって40日以内の日以降～31日にある日まで	旅行代金の100%または航空券取消料等の金額のうち低い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日からは起算してさかのぼって30日以内の日以降～31日にある日まで	旅行代金の20%又は航空券取消料等の金額のうち低い方	
旅行開始日前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%又は航空券取消料等の金額のうち低い方	航空券取消料等の金額のうち高い方
旅行開始日後又は無連絡不参加	旅行代金の100%又は航空券取消料等の金額のうち高い方	

- 備考
- 当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じたときは旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱います。お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。
- 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り;
  - 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき;
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が発生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能とならぬおそれが極めて大きいとき;
  - 弊社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき;
  - 弊旅行代金に帰する事由により、パンフレットに記載した旅行日表に従って旅行実施が不可能となったとき;
  - ウ. 弊社本項(1)の①の(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に受取済みの旅行代金(あるいは申込み金)に所定の取消料を申し払い戻しさせていただきます。取消料が申込み金でなければならず、その差額を申し受けます。また、本項(1)の①の(イ)により、旅行契約が解除されたときは、既に受取済みの旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
  - エ. 旅行代金に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、弊社は原則として旅行を実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講ずることが可能な場合は旅行を実施いたします。その場合航空会社(旅行サービス提供者)が、お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料も必要となります。
- オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関などのご旅行中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を取扱います。カ. 弊社の責任としない各種トラブルの取扱ひ、上記及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を取扱います。



**②弊社の解除権**

ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、弊社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①の規定する取消料と同額の返金をお支払いいたします。

イ. 次の項目に該当する場合は、弊社が旅行契約を解除することができます。

a. お客様が弊社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。

d. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担をおかされたとき。

e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してかつ33日以内の日より前日、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してかつ33日以内の日より前日(旅行開始日の前日)旅行のご通知となります。

f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、弊社があらかじめ明示した旅行先地帯が成り立たないとき、あるいはそのおそれがあるとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中心、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

h. 上記の①～④の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航は是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、(但し十分に安全措置を講ずることが可能な場合には)旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の②の工に準じます。

ウ. 弊社は本項(1)の②のAにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)から返金料を差し引いて払い戻します。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除の申し入れ

お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

② 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に関する部分の取消料を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①の場合において、弊社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領額のご都合でなくなった部分に係る金額を旅行会社に払い戻します。ただし、当該旅行会社が弊社の手に属すべき事由によらない場合においては、当該金額が、当該旅行サービスに対して取消料、遺料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③ 当社の解除の申し入れ

ア. 旅行開始後であっても、弊社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行の一部を解除することができます。

a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員など他の者による弊社の指示への違反、これらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより旅行開始の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げられたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中心、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

d. 上記の①～④の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航は是非を検討してください」以上の危険情報が出された旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のAに記載した事由が弊社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したときにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供を受けるため、取消料・遺料その他の各項目に払い戻し、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様に払い戻します。この場合、弊社が旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けたい旅行サービスに係る部分の費用が弊社が当該旅行サービス提供者に対して払い戻し又はこれから支払うべき取消料・遺料その他の各目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 本項(2)の②のA.c.により弊社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に戻らなければならない費用は弊社に帰します。

エ. 弊社は本項(2)の②のAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、弊社がお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみなし解除です。すなわちお客様が既に提供を受けたい旅行サービスに関する弊社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

**16. 旅行代金の払い戻しの時期**

(1) 弊社は、第1項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項の規定によりお客様もしくは弊社が旅行契約を解除した場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除日より前日(あるいは解除の翌日から起算して7日以内)に、旅行代金の減額又は払い戻し後の解除による払い戻しに対してはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第19項(弊社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は弊社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

**17. 弊社の指示**

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための弊社の指示に従ってください。

**18. 添乗員**

(1) 添乗員は同行いたします。

(2) 旅行先における現地係員(アドバタイザ)が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他弊社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3) 現地ににおける弊社の連絡先(最終旅行日程表)に明示いたします。

**19. 弊社の責任**

(1) 弊社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、弊社又は弊社が手を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生時の翌日から起算して2年以内(弊社に対して通知があった場合に限り)です。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、弊社は原則として本項(1)の責任を負いません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

② 運送機関などの事故、火災により発生する損害

③ 運送・宿泊機関などのサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤ 自由行動中の事故

⑥ 食中毒

⑦ 盗難

⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物のうちに生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間定にかかわらず損害発生時の翌日から起算して21日以内に弊社に対して申し出願した場合は限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず弊社が旅行賠償額はお1人あたり最高15万円まで(弊社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。))といたします。

**20. 特別補償**

(1) 弊社は本項(1)の弊社の責任が生じる場合を問わず、弊社が特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外務の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害にのきせしは死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円)を支払います(4万円)・40万円)及び遠征見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、弊社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはなりません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病などのため、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクイーズ、ハンダグライダー・搭乗、軽乗重運動機(モーターハンダグライダー、マイクロライオン、コウトライオン機など)搭乗、ジェットプレーン・搭乗その他これらに関する危険な運動の事故によるものであるときは、弊社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 弊社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バス券、免許証、査証、旅費証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種クレジットカードの他これに準ずるもの、この旅行サービスなどの弊社の予約に定められている補償対象外項目については、損害補償金を支払いません。

(5) 弊社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を重ねた責を負う場合であっても、一方の義務の履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

**21. お客様の責任**

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が弊社の契約の履行を守ることにより弊社が損害を受けた場合は、弊社はお客様から損害の賠償を受けません。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の履行について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスについて円滑に受領するために、万が一契約書面に記載された旅行サービス提供のために認められた場合は、旅行開始又は申込日までに申し出なければなりません。

(4) 弊社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害などにより帰郷を要する状態にあると認められるときは、必要と認められることがあります。この場合において、これが弊社の負担に帰すべき事由によるものではないとき、当該帰郷に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を弊社が指定する期日までに弊社の指定する方法で支払わなければなりません。

**22. オプションツアー又は情報提供**

(1) 弊社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて弊社が企画・実施する募集型企画旅行以下「弊社オプションツアー」といいます。の第20項(特別補償)の適用については、弊社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。弊社オプションツアーは、パンフレットなど「企画書・弊社」に明示します。

(2) オプションツアーの進行事業者が弊社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合は、弊社は、当該オプションツアーに参加したことに基づき発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーの利用日及び募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定め及び現地法に則します。

(3) 弊社は、オプションツアーなどで「単なる情報提供として」可能なスポーツなどを記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツなどに参加したお客様に発生した損害に対しては、弊社は第20項(特別補償)規程を適用します。(但し、当該オプションツアーの利用日及び募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負います。

**23. 旅程保証**

(1) 弊社、次表左欄に掲げる契約の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①～③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額を調整した金額を支払うことにより旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が旅行中に第19項(1)の規定に基づき発生する可能性がある場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、弊社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋の他の諸設備の不足が発生したことになる場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、大規模な自然災害、官公署の命令・欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止

イ. 遅延、遅滞スケジュールの変更又は当初の旅行計画に異なる運送サービスの提供

ウ. 弊社が旅行参加者の生命又は身体的安全確保のために必要な措置

② 第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除した部分に係る変更の場合、弊社は変更補償金を支払いません。

③ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、弊社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、弊社がひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める旅行代金の10%を上限とし、またひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、弊社に変更補償金を支払いません。

(3) 弊社はお客様の同意を得る前提でも変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供による変更補償を行うことがあります。

弊社が変更補償金を支払う変更	旅行開始の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)	1.0%	2.0%
③ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)です。	1.0%	2.0%
④ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了した空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち募集型オプションツアー又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ①に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、①の料率を適用します。

注3: ①については、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は当該事項毎に1件として扱います。

注4: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6: ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものとして扱います。

注7: ⑧運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

**24. 通信契約**

弊社は、一般社団法人日本旅行業協会のカード(以下「提携会社」)と提携しています。このカードは「JACO」という名称の署名が捺印された旅行代金や取消料などの支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申込みを受けられます。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者による当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1) 本項の支払い「カード利用日」は、会員及び弊社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻金処理を行うべき日です。

(2) 申込みの際、「会員登録号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」などを弊社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、弊社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、弊社らごとの通知を受けた時に成立し、弊社らがe-mailなどの電子承諾通知による方法により通知を行ったときは、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) お客様は提携会社のカードにより所定の信票への会員の署名をなくして「パンフレット」に記載する金額の旅行代金(又は第15項で定める取消料)の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日及び旅行開始日の前日より起算してかつ33日以内)にあたる日(以下「カード有効日」といいます)となります。

(5) 契約解除のお申し出があった場合、弊社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をお引当りしさせていただきます。

(6) 与信などの理由により会員のカード利用日としてお支払いができない場合、弊社らは通信契約を解除し、第15項(1)の①の取消料と同額の返金をお支払いいたします。また、弊社らご別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

**25. 海外危険情報について**

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込みの際に海外危険情報に関するをお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

**26. 保険衛生について**

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省 感染症情報センターホームページ」http://www.torth.go.jp/」でご確認ください。

**27. 海外旅行保険への加入について**

ご旅行中、病氣、けがした場合、多額の医療費、移送費用がかかることがあります。また、事故の発生、加害者の賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これを担保するため、お客様ご自身で全額を海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込み店の販売員にお問い合わせください。

**28. 個人情報の取扱い**

(1) 弊社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報についてお客様の連絡のために利用させていただきます(お申し込みをお申込みいただいた旅行先において旅行サービスの提供及びそのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、弊社、①弊社及び弊社の提供する企業・グループやサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願、④特典サービス提供履歴資料の作成、⑤お客様の個人情報を利用していただくことがあります)。

(2) 弊社は、弊社が保有するお客様個人データの氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様ご自身の連絡先が必須となる最小限の範囲のみのについて、弊社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それらの企業の営業案内、お客様の申込みの履歴、催し物のご案内のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

**29. 旅行条件・旅行代金の基準**

本旅行条件の基準と旅行代金の基準日については、パンフレットの発行した日となります。この旅行条件は2020年4月1日を基準として、又、旅行代金は2020年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

**30. ご注意事項**

(1) 旅行代金を銀行振込みにてお支払いの場合は、金融機関の発行する受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(2) 学校・研修期間より、特別な事情(外国人身体検査記録、健康診断書の審査など)を必要とする場合があります。詳しくは申込み店にお問合せください。

(3) 研修地の「泊り後泊」が必要な場合は、別送手続いたします。ご希望の手配できない場合は、お客様の事前にお申し込みください。この期間の滞在費・取扱い料金は、お客様の負担となります。

(4) 滞在先前・滞在先電話番号は、出発前にお知らせいたしますが、部屋番号・同室のお名前などは、現地到着後、チェックイン時にご連絡ください。

(5) 学校・滞在滞在先の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更となる場合があります。

(6) 各国の祝祭日は休校となります。

(7) 各国の祝祭日、各学校の定める休校日には、留学生宿舎・ゲストハウスの食堂・喫茶店などが閉鎖となり、ご利用できない場合があります。

(8) 滞在先でのバリエイキング・自分の部屋の整理整備・掃除・洗濯などは、お客様ご自身で行っていただきます。

(9) 中国、アジア諸国では、欧米など「NO SMOKING」の習慣が普及していますが、学校および滞在先の建物内を含め、喫煙場所を「NO SMOKING 禁煙」を喫煙する方が、喫煙者のため、喫煙場所を確認し、許可を得てから煙草を吸うようにしてください。

(10) 授業には必ず出席してください。研修中、無断であるは正当な理由なく授業を欠席したり、学校・滞在先の規則やルールに反する行為をしたために学校・滞在先から研修・滞在の継続を拒否された場合、直ちにご帰国いただくことになります。残存期間の研修費、滞在費の払い戻しはできません。また、帰国のための航空運賃等、新たに生じる一切の費用はお客様自身の負担となります。

(11) 学校の先生は、学校が認めた非常勤講師や大学院生などの学生がその任にあたる場合があります。

(12) 研修中に緊急事態が発生した場合や、やむを得ない理由により帰国する必要が生じた場合には、必ず、学校に連絡ください。

(13) 語学研修のために取得した証書では教員(アルバイトを含む)はできません。

(14) 貴重物品については、お客様自身で責任をもって管理してください。セーフティボックスに預けるか、スーツケースに入れ、鍵を掛けておくことをお勧めします。

**31. その他**

(1) お客様の個人的な内・買物などは現地係員(アドバタイザ)に依頼された場合のそれに伴う費用、お客様の回収、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動発生時に要した諸費用が生じたときは、その費用はお客様に負担いたします。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店などのご案内をさせていただきます。が、お買い物の際に、お客様は責任で購入していただきます。弊社は、商品の交換や返品などのお手紙には応じられません。免税処理がある場合は、ご購入品を必ず手荷物として用意いただき、その手続は、土産物店・空港などで確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワンドン・手紙や国内法に基づき日本への持込が禁止されている品物がございましたら、ご購入には充分ご注意ください。

(3) 弊社は、いかなる場合も旅行の実施はいたしません。

(4) 弊社が募集型企画旅行契約より旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット裏面に記載してある「発着空港発出(集合)日から、当該空港に帰着(解散)するまで」となります。海外発着のものについては、日程表のご案内にある海外での集合場所にて集合してから、海外での解散時まで解散となります。

(5) 日本国内の空港から、本項(4)の発着空港までの区間を別送手続した場合は、特に記載のない限りは募集型企画旅行契約の対象範囲に含まれません。

(6) 弊社らの募集型企画旅行に参加したお客様に対し、航空会社の特約サービスを受けられる場合があります。同サービスに関するお問合せ、登録などはお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)の第23項(1)の責任を負いません。

(7) 弊社所定の申込み書に「お客様の一斉氏名を記入する際」は、ご旅行に使用するパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行・発給、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、弊社は訂正する手続料として、11,000円(消費税別)及び訂正に関わる費用がかかります。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はあります。この場合には第15項の弊社の取消料をお支払いいただきます。(2020/4/1)

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病氣や事故・盗難などに備えて、海外旅行保険に必ずご加入されることをおすすめします。

弊社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員になっております。弊社旅行契約を締結したお客様が、同協会から弁済を受けることになった場合、また法定の弁済義務保証金制度により弁済を受け、不足する場合はボンド保証制度により一定の限度額(弊社が預計している保証金等の額)に達するまで弁済を受けることができます。